

# 日常生活用具の貸与に関する 事務取扱要領

伯耆町社会福祉協議会

## 伯耆町社会福祉協議会日常生活用具の貸与に関する事務取扱要領

(目的)

**第1条** この要領は、伯耆町民（町外からの帰省家族等も含む）に対する日常生活用具の貸与に関する適切円滑な事務処理を図ることを目的とする。

(用具の貸与の対象者)

**第2条** 用具の貸与の申請者は伯耆町在住者で、介護保険対象者以外の者とする。ただし、介護保険で認められた貸与品目以外の物品はこの限りではない。

(用具の貸与の申請)

**第3条** 用具の貸与を希望する対象者又はこれを現に養護する者は、様式第1号「伯耆町社会福祉協議会日常生活用具貸与申請書」を提出するものとする。

(申請書の審査)

**第4条** 申請書が受理されたときは、当該対象者の身体の状態、家庭状況等を調査し、その必要性を検討した上で決定する。

(貸与の決定)

**第5条** 用具の貸与を行なうことを決定した場合には、様式第2号「伯耆町社会福祉協議会日常生活用具貸与決定通知書」を申請者に交付するものとする。

ただし、車椅子の場合はこの限りではない。

(費用の負担)

**第6条** 用具の貸与の利用料金は、原則無料とする。

(利用上の遵守事項)

**第7条** 用具の貸与を受けた者は、当該用具を貸与の目的に反して使用、譲渡、交換、転貸又は担保に供してはならない。

2 上記に違反した場合は、当該貸与に要した経費の全部又は一部を負担させることが出来るものとする。

3 用具の貸与を受けた者は、用具の全部又は一部をき損又は滅失した場合には、速やかに伯耆町社会福祉協議会にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

4 用具の貸与を受けた者は、当該用具を必要としなくなったときは、すみやかに伯耆町社会福祉協議会に返納するものとする。

附 則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

この要領は平成22年4月1日から施行する。

ただし、介護保険対象者で、現在使用中の者は必要としなくなるまで無料とする。

車椅子の貸出期間は最高3ヶ月までとする。貸出期間の延長の場合は再度申請を行う。

様式第1号

平成 年 月 日

伯耆町社会福祉協議会日常生活用具貸与申請書

伯耆町社会福祉協議会長 様

住 所 伯耆町  
 申請者  
 氏 名 印  
 (電話番号 )

下記のとおり日常生活用具の貸与を申請します。

使用者の氏名	性別	男・女	年齢	歳
	生年月日	明・大・昭・平		
世帯主氏名	使用者との続柄			
貸与を希望する用具	貸与を希望する期間			
貸与を必要とする理由				
世帯の状況	氏 名	続 柄	職 業	
保健師・民生児童委員等の意見				印
調査者職氏名 意見				印
貸与の要否				印
貸出日		返却日		

別 表

平成28年4月1日 現在

### 貸与品目一覧表

品目	数量	負担額
車椅子	10台(岸本) 1台(溝口)	無料
緊急通報用電話機	在庫1台(岸本) (貸出中29台)	無料